

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	後藤 薫徳
【住所又は本店所在地】	愛知県瀬戸市坊金町
【報告義務発生日】	令和4年12月15日
【提出日】	令和4年12月21日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	3
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	担保契約等重要な契約の終了 共同保有者の減少(合同会社エメラルド) 株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ジャパンクラフトホールディングス株式会社
証券コード	7135
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所、名古屋証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	後藤 薫徳
住所又は本店所在地	愛知県瀬戸市坊金町
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	相談役
勤務先名称	ジャパンクラフトホールディングス株式会社
勤務先住所	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ジャパンクラフトホールディングス株式会社 取締役 後藤邦仁
電話番号	052-725-8815

(2)【保有目的】

発行者の創業者一族として、かつ、安定株主として保有

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）	1,701,400		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	1,701,400	P
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,701,400
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年12月15日現在）	V	15,250,840
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		11.16
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		13.83

（注）単体株券等保有割合が1%以上減少しておりますが、発行会社の2022年7月1日付株式交換による発行済株式総数の増加によるもので、単体の保有株券等の数に変動はありません。

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者/1及び提出者/3(以下、本項において「提出者ら」といいます。)は、合同会社エメラルド(後記のとおり、提出者らにとって共同保有者に該当します。)との間で、令和2年5月13日付で、株主間契約を締結しており、当該株主間契約において以下の合意をしておりました。

(1)合同会社エメラルド及び提出者らは、令和2年5月29日から4年間、競売市場における取引(立会外取引を除きます。)又は相続による場合を除き、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、以下の事項を行ってはならないこと。

累計して、発行者の総議決権数の20%に相当する数を超える発行者の株式等の譲渡等

累計して、一の相手方に対する発行者の総議決権数の10%に相当する数以上の発行者の株式等の譲渡等

(2)合同会社エメラルド及び提出者らは、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、一定の者に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等してはならず、また、発行者の競業他社に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等する場合には、相手方当事者と事前に協議すること。

(3)合同会社エメラルド又は提出者らが、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に譲渡等しようとする場合(競売市場における取引による場合を除きます。)には、相手方当事者が先買権を有すること。

(4)合同会社エメラルド及び提出者らは、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、譲渡の詳細について、相手方当事者と誠実に協議すること。

当該株主間契約は、提出者と合同会社エメラルドとの間で、令和4年12月15日付で、株主間契約書の終了に関する合意書の締結が行われたことにより、終了いたしました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	令和4年1月4日付、藤久株式会社の単独株式移転により設立された発行者の普通株式1,701,400株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2 【提出者(大量保有者)/2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	後藤 雅代
住所又は本店所在地	愛知県瀬戸市坊金町
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	無職
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ジャパンクラフトホールディングス株式会社 取締役 後藤邦仁
電話番号	052-725-8815

(2) 【保有目的】

発行者の創業者一族の妻として、かつ、安定株主として保有

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	41,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 41,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	41,600
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年12月15日現在）	V	15,250,840
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		0.27
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		0.34

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	令和4年1月4日付、藤久株式会社の単独株式移転により設立された発行者の普通株式41,600株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

3 【提出者（大量保有者） / 3】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
---------	----------

氏名又は名称	GOTO株式会社
住所又は本店所在地	愛知県瀬戸市坊金町247番地の1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成28年4月5日
代表者氏名	後藤 薫徳
代表者役職	代表取締役
事業内容	資産の管理・運用

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ジャパンクラフトホールディングス株式会社 取締役 後藤邦仁
電話番号	052-725-8815

(2) 【保有目的】

発行者の創業者一族の資産管理を目的に、かつ、安定株主として保有

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,688,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	1,688,000	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,688,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年12月15日現在)	V	15,250,840
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		11.07
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		13.72

(注)単体株券等保有割合が1%以上減少しておりますが、発行会社の2022年7月1日付株式交換による発行済株式総数の増加によるもので、単体の保有株券等の数に変動はありません。

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者/1及び提出者/3(以下、本項において「提出者ら」といいます。)は、合同会社エメラルド(後記のとおり、提出者らにとって共同保有者に該当します。)との間で、令和2年5月13日付で、株主間契約を締結しており、当該株主間契約において以下の合意をしておりました。

(1)合同会社エメラルド及び提出者らは、令和2年5月29日から4年間、競売市場における取引(立会外取引を除きます。)又は相続による場合を除き、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、以下の事項を行ってはならないこと。

累計して、発行者の総議決権数の20%に相当する数を超える発行者の株式等の譲渡等

累計して、一の相手方に対する発行者の総議決権数の10%に相当する数以上の発行者の株式等の譲渡等

(2)合同会社エメラルド及び提出者らは、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、一定の者に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等してはならず、また、発行者の競業他社に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等する場合には、相手方当事者と事前に協議すること。

(3)合同会社エメラルド又は提出者らが、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に譲渡等しようとする場合(競売市場における取引による場合を除きます。)には、相手方当事者が先買権を有すること。

(4)合同会社エメラルド及び提出者らは、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、譲渡の詳細について、相手方当事者と誠実に協議すること。

当該株主間契約は、提出者らと合同会社エメラルドとの間で、令和4年12月15日付で、株主間契約書の終了に関する合意書の締結が行われたことにより、終了いたしました。

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
--------------	--

借入金額計(X)(千円)	1,471,936
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	令和4年1月4日付、藤久株式会社の単独株式移転により設立された発行者の普通株式1,688,000株を取得株
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,471,936

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
三井住友信託銀行(名古屋営業部)	銀行	大山 一也	愛知県名古屋市中区栄3-15-33	2	1,471,936

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 後藤 薫徳
- (2) 後藤 雅代
- (3) GOTO株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	3,431,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,431,000	P	Q

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	3,431,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年12月15日現在)	V	15,250,840
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		22.50
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		50.74

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
後藤 薫徳	1,701,400	11.16
後藤 雅代	41,600	0.27
GOTO株式会社	1,688,000	11.07
合計	3,431,000	22.50